

大井九条の会

大井九条の会
事務局連絡先
83-2358 二上

5月12日の定例会では

初めて全てオンラインでの会議を行いました。意外と意思疎通ができました。学習では、安保3文書による大軍拡など、戦争を仕掛けに行くようなムードが高くなっている、なんとかならないかなど出され、今後の学習課題としました。また8月行事について、戦時体験を語る方を中心とした会の開催を計画することになりました。

日本国憲法が1947年5月3日に施行されてから76回目の憲法記念日を迎えました。憲法9条で戦争放棄と戦力不保持を掲げ、敗戦から78年が経過した現在まで、一度も他国と戦争をせず、一人も殺さず殺されもしなかったのは、この憲法の制約があったからです。しかし、岸田政権は、昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻を利用して、安全保障環境の厳しさを喧伝し、大軍拡や9条を含めた憲法改悪の動きを強めています。

昨年の12月16日に、安保三文書が閣議決定されました。三文書には「反撃能力」（敵基地攻撃能力）の保有と防衛費の国内総生産（GDP）比2%が明記されています。「反撃能力」は、日本または日本と密接な関係にある国に対して、武力攻撃の発生しない着手の段階で、敵国の領域（基地だけでなく中枢機関も含む）に対し長距離射程のミサイルで攻撃するというものです。

憲法9条に基づく「専守防衛」に反する点で憲法違反であり、「着手」の判断を間違えれば国連憲章が禁止する「先制攻撃」になります。また防衛費をGDP比2%に倍増すれば、軍事費ランキングでアメリカ・中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になります。岸田首相は「憲法の枠内」

「反撃能力は専守防衛の範囲を超えるものではない」「他国に脅威を与えるような武器は持たない」と強調していますが、大ウソです。米軍と一体となった軍事力（抑止力）の強化は、相手国との緊張関係を高め、際限のない軍拡競争を招くことになりま



日本国憲法 第二章 戦争の放棄
第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

次回定例会
・6月13日(火) 19:00 ~
・生涯学習センター2階
・オンライン併用

平和を求める世論を背景にした国会討論によって、自衛隊の海外派兵の禁止、専守防衛、集団的自衛権行使の否認、「防衛費」のGDP比1%枠といった9条に基づく制約が作られました。しかし、日米安保条約に基づく米軍との一体化が強まるに従い、自民党政権によってこれらの制約が形骸化または変更されてきました。特に、安倍政権下での「集団的自衛権行使の容認」、さらに今回の岸田政権による「反撃能力の保有」の決定によって、憲法と安保条約との均衡が破れ、9条の制約が無きに等しいものになってしまいました。

岸田首相は今年の1月23日の施政方針演説で「日本の安全保障政策の大転換」と述べる一方で、「憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではない」と説明しています。しかし、実際にやろうとしていること、あるいはここ十数年の間に進行していることは違っています。米誌タイムは、5月22・29日号で岸田首相を表紙とする同首相の特集記事を掲載し、その一部が電子版で公開されました。毎日新聞やしんぶん赤旗によると、表紙で「日本の選択」と題し、岸田氏が「長年の平和主義を捨て去り、日本を真の軍事大国にすることを望んでいる」と紹介し、記事では「増大する中国の影響力を抑止しようと狙う米国の求めを受けて、世界3位の経済大国に見合った軍事的影響力を持つ国にしようとしている」と分析しています。他国から、日本がどのようなように見られているか、そして、政府や報道機関によって見えなくされている日本の変貌が見えてきます。

日本が戦後保持してきた「平和国家」としての国のかたちを徐々に変えて「戦争する国」へと転換していく流れを止めなくてはなりません。

そのためには、憲法と日米安保条約の関係を逆転する必要がある。岸田首相は三文書の中で、「国家としての力の発揮は国民の決意から始まる」とし、決めるのは国民だと言っています。憲法9条に基づく「平和」か、安保条約に基づく「戦争」かの選択が迫られる場面で、平和の選択を積み重ねていくことが大切です。憲法9条が改悪されて戦争への道を開けば、いずれ戦争か平和かの選択の自由が失われるでしょう。平和な日本は戦争か平和かを選ぶことができます。国家によって選択の自由が奪われないように、憲法9条を守り「平和の準備」を進めていきたいと思います。

大井九条の会代表 田村嘉浩